

笑顔をつなぐ情報誌

 広報

しま

shima
2022
5
Vol.268



特集

志摩市を元気にする
創業支援補助金

～志摩でお店を始めませんか～

志摩市の情報を
発信!



志摩市
HP



新規創業者紹介コーナー

～私たち、志摩でお店を始めました!!～

市では、志摩特有の資源や伝統産業を活用するなどして、創業または第二創業を行う事業者に対し、創業等による事業の経営基盤強化のために「志摩市を元気にする創業支援補助金」を交付しています。

令和3年度は、11人（法人含む）が利用し、新たなお店をオープンしました。

そこで、「新規創業者紹介コーナー」と題し、新規創業した皆さんを5回にわたり紹介していきます。ぜひお気に入りのお店を見つけてご利用ください。

バード カシコジマ
Bird kashikojima
bay marina
加藤 有紀さん
阿児町神明(賢島)



窓越しに見える英虞湾は
絶景です

夕陽百選に選ばれた英虞湾を目の前に眺めながら、BBQ やイカダ釣り、ワーケーションなど、多様に使用していただける一日一組限定の一棟貸宿泊施設です。

建物は自然素材にこだわって三重県産木材などを使用し、内装材には与那国島産の化石サンゴを主材とした健康塗壁材を使用しています。その材料に志摩市の特産品である真珠から採取した粉末パウダーを練り混ぜることで志摩らしさをアピールしました。

現在、地域のスタッフと一緒に施設運営し、おかげさまで楽しくお仕事できています。自然いっぱいの志摩市に癒され満足いただくお客さまが多くおり、「また来ます」と帰りがけにお言葉をいただくときは、「創業してよかった」ととても嬉しく思います。

創業するために、ビジョンを描きながら動くことで、知恵や力を貸してくださる人が現れたり、自分の経験値も上がります。今から創業を検討している人は、ぜひ自分の思いを実行してみてください。

今後、志摩市で雇用の場をつくることを目的に、微力ながら地域に貢献していきたいと思っています。



フラッシー
flashy
上村 操子さん
阿児町志島



お気軽にお立ち寄りください

flashy は、伊勢志摩産あこや真珠を中心に市内の作家さんにジュエリーやアクセサリを作っていただき販売しているセレクトショップです。人気の鯉節製品をはじめ、洋服や小物などオシャレグッズも販売しており、近所の人はもちろん市外からも買いに来てくださいます。

販売しているピアスやペンダントなどの真珠製品は、今風で着けやすく親しみやすいため、気軽にオシャレに着けてもらえるようにアドバイスをしており、お客さまに喜んでいただけると、とても嬉しく幸せな気持ちでいっぱいになります。

創業したことで、市内の他業種の人たちとコラボをする機会ができ、どんどん繋がりができていくのが楽しいです。そして、大好きな志摩市に恩返しをするために何ができるかを常に考えるようになりました。創業支援補助金を活用していなかったら、こういう気持ちになっていなかったと思います。

地域の皆さんが気軽に集まれる場所づくりがしたかったので、市内での創業は、やはり「志摩市が好き」と思う気持ちが大切だと思います。これからも、私の住んでいる志島の魅力を伝えていきたいです。



志摩市を元気にする 創業支援補助金

～志摩でお店を始めませんか～

市内において創業や第二創業を行う事業者に対し、創業時の経営基盤強化を目的とした補助金を交付します。

補助対象者 ※以下の要件を全て満たす事業者（主な要件）

- ①協定金融機関が実施する融資および各種支援制度に基づく支援を受けることに同意すること。
- ②次の対象事業に該当すること。
 - (1) 地域特有の資源を有効に活用した事業
 - (2) 伝統産業・地場産業を活用した事業
 - (3) 観光資源を活用した事業
 - (4) 地域で生産される物の地産地消を推進する事業（志摩産品を3品目以上使うこと）
- ③フランチャイズやチェーンストアなどに類する事業でないこと
- ④補助金交付決定後に創業することとし、当該年度内には創業できること

補助内容

補助金	補助金の額	補助金の内容
創業応援補助金	融資額の2分の1以内 (上限50万円)	創業等時の経営基盤安定化を目的に創業などした人に対し融資額の一部を補助する。なお、当該補助金を支援金融機関から借り受けた資金の返済に充てるとは認めない。
利子補給補助金	借入れ利子の全額 (最長12か月、上限10万円)	創業応援補助金の交付決定を受けた人に対し、創業などに協定金融機関から借り受けた資金にかかる利子の一部を補助する。
家賃補助金	事業所家賃の2分の1以内 (最長12か月、上限50万円)	創業応援補助金の交付決定を受けた人に対し、創業などに借り受けた事務所等の家賃の一部を補助する。
空き店舗等活用補助金	工事費の2分の1以内 (上限50万円)	創業応援補助金の交付決定を受けた人に対し、創業などに空き店舗などを活用して事業所などを開設する場合に、開設に要する工事費の一部を補助する。

申請方法

補助金の利用を検討している人は、所定のエントリーシートをご記入の上、商工課窓口に提出してください。

申請期限

12月28日（水）※予算額に達した時点で受け付けを終了する場合があります。

シリーズ 防災 その131

問い合わせ ☎ 44・0203 FAX 44・5252
防災危機管理室 📧 bosai@kikanri@city.shima.lg.jp

避難者主体の避難所運営を目指しよう！

自治会などの防災担当者などに対する避難所開設・運営訓練研修会を計画します！

熊本地震発生から、今年の4月で6年が経過しました。この地震では直接死者数50人に対し関連死者数がその約4倍の約200人にも及びました。この関連死の原因としては、避難所の環境や過ごし方などにに関する問題点が指摘されました。市は、平成30年10月に、熊本県の益城町（みぎぎまち）を中心として視察を行い、避難所運営などについての教訓を直接得ることができました。

今回は一般的な避難所の開設から運営までの一連の流れと熊本地震の視察から得られた教訓、さらに、令和3年度に市内の自治会長や防災担当者などを対象として実施した避難所開設・運営訓練研修会について紹介します。これらにより、避難者主体の避難所運営についてできるだけ理解を深めておきましょう。



避難所の開設手順

発災後、次々と避難して来る住民を円滑に施設内に収容するために一般的に次の手順で避難所を開設します。

★応急的組織の立ち上げ

最初の頃に避難してきた人や市職員および施設管理者で応急的に組織を作ります。

★施設の開設・開門

原則として市職員または施設管理者、状況により避難者自身が開設します。

★施設の点検

安全確認および使用可能設備や備蓄等の確認をします。

★部屋（スペース）の割当て

使用スペースの割当て、生活ルールの確立・周知、仮設トイレなどを配置します。

★避難者の受入れ

受け付けを設置し、避難者を受け入れます。同時に名簿を作成します。

★対策本部への報告など

避難所の運営

避難所が少しずつ落ち着き始めた頃から、避難者が主体となった避難所運営委員会を作り、より安定した運営を行います。

★本格的な運営委員会の立ち上げ

地域住民に人望の厚い人にリーダーになつてもらい、委員会を作ります。必ず女性や障がい者に参加してもらい、その意見をできるだけ反映します。

★各班を編成

一例として、総務、情報、救護、衛生、避難者管理、設備管理、食料物資、ボランティア、その他の各班を作り、実際の作業に当たります。



熊本地震の避難所運営時の教訓

視察先の益城町内の、ある小学校の体育館に避難して、自主的に避難所運営に携わった女性のお話を聞きました。「運営にあたっては、あくまでその場所に避難して来た避難者と同じ立場に立つて話をする」ことで、強いリーダーシップの発揮に伴う反発を防ぐことができることや、「できるだけ早く避難者主体の運営にして、校長や役場の職員を本来の仕事に戻すことによって、住民自身が早く元氣を取り戻すことができる」ことを感じたことでした。

これらのお話から、**避難者自身が積極的に避難所運営を行うことで、学校の再開や町の復興業務を加速することができるとともに、避難者の精神的な立ち直りを促進できるとの教訓を得られました。**

避難所開設・運営訓練研修会について

この研修会の目的は、自治会（自主防災組織）の防災担当者などを対象に、避難所の開設・運営訓練研修を実施し、災害発生直後からの円滑な開設・運営に必要な知識や技能の取得を図ることでした。令和3年度は11月6日と13日に市立図書館を会場として間仕切りやテントを実際に配置して実施しました。

令和4年度は、各自治会が行う防災訓練に、本訓練の成果をより効果的に反映させるため、時期を早めて実施するよう検討しています。

別途案内をしますので本年度も参加をよろしく願います。



【間仕切りなどを見学する参加者】

▶成人式のインタビューや星空のプロモーション動画なども見ることができます



志摩市YouTubeチャンネルでは、行政情報番組（志摩の国チャンネル）や、観光プロモーション動画などを配信しています。
今回、市の職員が出演する志摩市YouTubeチャンネルのPR動画を制作しました！
これからも、志摩市の魅力を発信できるよう動画をアップロードしていきますので、ぜひ視聴＆チャンネル登録よろしくお願いします。

チャンネル登録
お願いします！



問い合わせ

秘書課

FAX 44・5252
TEL 44・0200



PR動画は
こちら



Twitter

- 志摩市消防本部公式アカウント
(@shimashobo119)

市民の皆さんに、消防本部や消防団の活動を知ってもらえるよう情報を発信しています。



- 志摩市長 ^{はしづめ} 橋爪 ^{まさよし} 政吉公式アカウント
(@Shima_Hashizume)

志摩市の観光・行政・防災情報などについて、タイムリーな情報を発信しています。



Instagram

- 志摩市公式アカウント
(@shimacity_official)

海・マリンスポーツや季節にあった風景など、フォトジェニックな志摩市の写真を投稿しています。



ほかにも、様々なSNSで
志摩市の魅力を発信中！

Facebook

- 志摩市観光情報公式アカウント
(@shima.kanko)

志摩市の魅力や旬のイベント、とっておき観光スポットなど、志摩市を好きになってもらえるような情報を発信しています。



- SDGs 未来都市 志摩市公式アカウント
(@sdgs.shimacity)

身近なSDGs、太平洋・島サミットなどに関する情報を発信しています。





シマシSDGsパートナーズ 第1回パートナー会合

3月29日(火)、第1回パートナー会合を開催し、企業や団体、学生など、23パートナー32人に参加いただきました。

シマシSDGsパートナーズ設立後、初めてとなる今回の会合では、志摩市SDGs推進本部長である橋爪市長のあいさつの後、「クイズを通して気軽に学ぶSDGs」と題した基調講演、ワークショップを行いました。講師には、三重県の地方創生会議SDGs部会員などを務める特定非営利活動法人Mブリッジ代表理事の ^{よねやま さとし} 米山 哲司さんをお迎えし、オープンデータカード「SDGsスクエア(三重県版)」を使い、楽しみながら、SDGsについての理解を深めました。

「今後SDGsをどのように活用していくのか」、様々な分野のパートナーが集い、みんなで考える場となりました。

会合に参加されたみなさん



パートナー募集中!

くわしくは、市ホームページをご覧ください。



SDGsの視点で再発見!

第2回太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク会議 5月17日~18日 志摩市で開催!

いよいよ、5月17日(火)~18日(水)に、第2回太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク会議が志摩市で開催されます。

市内の子どもたちから太平洋・島サミット参加国・地域の皆さんへ宛てたメッセージや、歓迎の気持ちや志摩市の魅力を伝える市民会議のおもてなし動画を、会議会場となる志摩観光ホテルでご紹介する予定です。

また、志摩町越賀の海女小屋体験施設さとうみ庵の視察が予定されています。



地方創生の取り組み事業を紹介します

問い合わせ

総合政策課



44・0205



44・5252



sogoseisaku@city.shima.lg.jp

若者の集いと出会い支援事業

志摩市内で若者が集まるイベントを支援します。

補助対象事業

市内において開催されるイベントで若者が集まる機会または若者が出会う機会の創出を目的とした事業

◆若者の集いと出会いを創出するイベント
上限10万円

◆結婚支援（婚活）イベント 上限20万円

補助対象期間

7月1日（金）～令和5年3月31日（金）の期間に実施されるものに限る

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、開催延期などの対応についてご相談させていただきます。

補助対象者 40歳未満で市内に在住、もしくは在勤する人または出身者が代表を務める団体

事業決定 書類審査によって決定します

申し込み方法 総合政策課窓口または市ホームページから指定の用紙を入手し必要事項を記入の上、郵送または持参

申込期限

令和5年2月28日（火）

※原則、事業開始の1か月前までに申請が必要です。

※申し込みの状況によっては、先着とさせていただきます。
場合があります。

まちづくりクラウドファンディング 活用支援補助事業

クラウドファンディング（CF）を活用してまちづくりを行う市民や民間事業者のうち、一定の要件を満たす事業に対し、補助金を交付し支援しています。

補助対象事業

- ① 観光まちづくり事業
- ② 景観まちづくり事業
- ③ 多世代交流拠点づくり事業
- ④ まちの賑わい創出事業

補助対象経費

① 施設などの新設、改修または保全などの施設整備費とそれらに付帯する設計費および監理費

② CFに係る手数料または委託料

補助要件 資金調達必要額の2分の1以上をCF目標額とし、CFが成立すること

補助金額 資金調達必要額とCFによる調達額の差額とし、500万円を上限とします。

対象地域 志摩市内

＜事前相談＞

本事業の申請を検討している個人、団体または事業者は、必ず事前に総合政策課へご相談ください。

1・2U（移住）ターンのための 奨学金返済補助事業

大学などへの進学のために奨学金を借り、現在返済中の人を対象に返済額の一部を補助します。

対象となる奨学金

◆日本学生支援機構 第一種、第二種奨学金

◆地方公共団体が運営する奨学金

補助対象者 下記の要件をすべて満たす人

※地方公務員（会計年度任用職員を除く）や国家公務員は対象外

◆申請年度において30歳以下

（平成4年4月1日以降生まれの人）

◆奨学金を遅滞なく返済していること

◆前年の4月1日以前（※）から住民登録があり、現に居住していること

（※前年の新卒者の場合は、5月1日以前から）

◆市税を滞納していないこと

補助金額

前年度中に返済した奨学金の2分の1（上限20万円）で繰上げ返済分は対象外です。

また、過去に本補助金の交付を受けた人は、通算の交付上限額を60万円とします。

申請方法 総合政策課窓口または市ホームページから申請書を入手し必要書類を添付して郵送または持参

申請期間 6月1日（水）～6月30日（木）

制度のご案内

事業者の皆さん向けに様々な支援制度がありますので、ご活用ください。

【問い合わせ】 商工課 ☎ 44・0010 FAX 44・5262

企業誘致推進事業

サテライトオフィス等開設経費補助金

企業などが取り組むワークライフバランスの充実および多様な働き方の促進並びに地域経済の発展を図るため、本市内に整備されたサテライトオフィスなどに進出(入居)する企業などに対し、その開設経費を補助します。

【補助対象者】 ※以下の要件をすべて満たす事業者（主な要件）

- ①市外に主たる事務所を有し、市内に開設されたサテライトオフィスなどに入居または利用し、自らの事業を営む企業
- ②既存の拠点事務所を移転し、市内に新たに事務所を開設する企業など
- ③1年以上継続してサテライトオフィスなどを使用することに誓約できること

【補助対象経費】

通信機能等の整備に要する経費、賃借料（最長12か月、上限10万円/月）、事務機器の購入（リース含む）

【補助金額】 対象経費の3分の2以内の額（上限50万円）

【申請期限】 令和5年1月31日（火）

雇用促進事業

新卒者雇用促進事業助成金

新卒者を新たに正規雇用した事業者および新卒者を継続して雇用した事業者に対し、助成金を交付します。

【助成対象者】 ※各助成金の以下の要件を全て満たす事業者（主な要件）

1. 雇用助成金

- ①市内に事務所や店舗などを有し、現に事業を営んでいる事業者
- ②雇用保険法の適用を受けていること
- ③対象新卒者を6か月以上正規雇用し、今後も継続して雇用する予定がある事業者
- ④市税を滞納していないこと

2. 定着助成金

- ①上記雇用助成金の①②④を満たす事業者
- ②雇用助成金の交付を受け、対象新卒者を継続して3年以上正規雇用し、今後も継続して雇用する予定がある事業者

※対象新卒者とは

- 大学院、大学、高等専門学校、専修学校、高等学校および中学校などを卒業してから1年未満の人で、以下の要件を全て満たす人
- ①雇用される事業者の事業主、取締役または監査役と3親等以内の親族でないこと
- ②これまでに本事業の交付対象となっていないこと
- ③市内に住民登録を行っていること

【助成金の額】

1. 雇用助成金（6か月以上雇用） 対象新卒者1人につき20万円
2. 定着助成金（3年以上雇用） 対象新卒者1人につき10万円

【申請方法】

新卒者の雇用開始から2か月以内に所定のエントリーシートを提出

【申請期限】 令和5年3月31日（金）

令和4年度 事業者等支援

中小企業支援事業

9

令和4年度事業者等支援制度のご案内

志摩市三重県版経営向上計画実施支援補助金

経営の維持向上を目指し経営向上計画を策定した事業者が、当該計画に基づいて実施する取り組みについて、補助金を交付します。

【補助対象者】 ※以下の要件をすべて満たす事業者（主な要件）

- ①市内に主たる事業所を有する中小企業、小規模事業者
- ②三重県版経営向上計画のステップ2以上の認定を受けた事業者
- ③市税を滞納していないこと

【対象経費】

計画の実施に要する経費

（広報宣伝費・印刷製本費・役務費・賃料・備品購入費・外注費・新型コロナウイルス感染症予防対策費・その他必要と認められる経費）

【補助金の額】 対象経費の2分の1に相当する額（上限額 15 万円）

【申請期限】 令和5年1月31日（火）

※令和5年3月31日（金）までに事業が完了すること

小規模事業者経営改善資金等利子補給補助

市内で事業を行う事業者に対して、経営改善や資金の円滑化を図るため、日本政策金融公庫の融資に対する利子の補給を行います。

【補助対象者】 ※以下の要件をすべて満たす事業者（主な要件）

- ①市内に主たる事業所を有すること
- ②個人の場合は、住所を有する市区町村の税を滞納していないこと
法人の場合は、志摩市の市税を滞納していないこと
- ③商工会または生活衛生同業組合の経営指導を受けていること

【対象融資】

- ①小規模事業者経営改善資金（マル経融資）
- ②生活衛生改善貸付

【利子補給の率および補助金の額】

融資額の1.0%（融資利率が1%を下回るときは融資利率） ※上限 20 万円

【補給期間】 返済開始日の属する月から12 か月

買い物利便性向上事業補助金

買い物の利便性向上のために新規または既に行っている事業を拡大して行う買い物支援事業に対して、補助金を交付します。

【補助対象者】 ※①②のいずれかに該当する人（主な要件）

- ①市内に住所がある個人事業者
 - ②市内に店舗、事務所がある法人または団体
- ※①②ともに市税の滞納がないことが要件です。

【補助対象事業】

- ①移動販売事業
- ②商店設置事業
- ③出張販売事業
- ④買い物送迎事業
- ⑤宅配事業
- ⑥その他、買い物の利便性の向上に繋がる事業

【補助金の額】

対象経費の2分の1（上限 200 万円） ※事業拡大は、上限 100 万円

※くわしくは、市ホームページまたは広報しま4月号をご確認ください。

事業者の皆さんへ 消費税のインボイス制度等 説明会のご案内

令和5年10月1日から、インボイス制度が実施されます。

事業者の皆さんには、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

インボイス制度説明会

インボイス制度の概要、売手・買手側の注意点、登録申請の方法などについて説明します。

と き	ところ	定 員	問い合わせ
5月23日（月） 9時30分～10時30分	伊勢税務署 伊勢市岩渕一丁目2-24	25人	伊勢税務署 個人課税一部門 ☎ 0596・28・3194（ダイヤルイン）
5月25日（水） 9時30分～10時30分			
6月28日（火） 9時30分～10時30分			
6月29日（水） 9時30分～10時30分			

インボイス制度説明会（消費税の仕組みから知りたい人向け）

インボイス制度説明会の内容に加えて、消費税の基本的な仕組みなどについて説明します。

と き	ところ	定 員	問い合わせ
5月23日（月） 14時～15時	伊勢税務署 伊勢市岩渕一丁目2-24	25人	伊勢税務署 個人課税一部門 ☎ 0596・28・3194（ダイヤルイン）
5月25日（水） 14時～15時			
6月28日（火） 14時～15時			
6月29日（水） 14時～15時			

● インボイス制度等説明会にご参加いただく人へ

- 会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前に上記の問い合わせ先まで申し込みください。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、定員の縮小（例えば、25人から10人など）、中止または延期する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いします。
- 駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

● 説明会開催日程など

説明会開催日程などの最新情報は
こちらをご覧ください。



● インボイス制度特設サイト

インボイス制度について、
くわしい情報などはこちらを
ご覧ください。



7月執行予定の参議院議員 通常選挙の期日前投票立会人 を募集します

有権者の選挙への関心を高めるとともに、親しみやすい投票所づくりのため、7月執行予定の参議院議員通常選挙の期日前投票立会人を募集します。

仕事の内容 有権者の代表として、投票が公正に行われるよう立ち会いしていただく仕事です。

応募資格 選挙権を有する人

期間 公示日の翌日から投票日前日までの期間（浜島、大王、志摩、磯部の各期日前投票所にあつては、当該期間内の一部の期間）

※投票日が確定次第、申し込みのあつた人にご連絡します。

時間 8時30分～20時

報酬 1日あたり9,600円（所得税などを源泉徴収後、本人名義の口座に振り込みます）

なお、交通費の支給はありません。

募集人数 1日1投票所あたり2人

応募方法 申込書に必要事項を記入して、市選挙管理委員会に郵送、ファックス、Eメールで提出してください。申込書は、選挙管理委員会と各支所にあるほか、ホームページからもダウンロードできます。

選定方法 応募者多数の場合は、選挙管理委員会が抽選を行って決定します。選定された人には文書で通知します。

応募期限 5月20日（金）17時必着

投票日に投票所へ行けない人 のための制度

投票日に投票に行けない、仕事や用務などで住んでいる地域以外の場所に出かけている、海外に住んでいるなど様々な状況を考慮した投票の仕組みがあります。

●期日前投票制度

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所で投票することを原則としています。が、この制度は、選挙期日前であつても、選挙期日と同じ方法で投票を行うことができる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）制度です。

●不在者投票制度

投票日に投票所に行けない人は期日前投票のほか不在者投票をすることができます。このうち選挙期間中、市外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では投票ができません。また、指定病院などに入院している人などは、その施設内で不在者投票ができます。

手続きについて

（1）市外の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票

①投票用紙の請求は、不在者投票請求書・宣誓書に必要事項を記入し、志摩市選挙管理委員会に直接または郵送などにより提出

②志摩市選挙管理委員会は、請求書・宣誓書に記載されている送付先住所に投票用紙などを送付

③請求者は送付されてきた投票用紙等を受け取り、そのまま最寄りの選挙管理委員会に持参（封筒の中の不在者投票証明書は開封しない、投票用紙にあらかじめ記入しない）

④不在者投票記載場所へ記入し、投票用紙を内封筒に入れて封をします。その内封筒を外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に署名します。

（2）県選管が不在者投票のために指定した病院、老人ホームなどにおける不在者投票

投票用紙などは、病院長などを通じて請求することができ、投票用紙などは病院等に送付されます。投票は病院長等の管理する場所で行います。

（3）郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証の交付を受けている人で次のいずれかに該当する人は、「郵便等投票証明書」の交付を受けた上で、自宅などで郵便などによる不在者投票をすることができます。

①身体障害者手帳に、両下肢、体幹、移動機能の障害が「1級または2級」、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が「1級または3級」、免疫・肝臓の障害が「1級から3級」と記載されている人

②戦傷病者手帳に、両下肢、体幹の障害が「特別項症から第2項症」、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害が「特別項症から第3項症」と記載されている人

③介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人

投票用紙は、投票日前4日までに、ご自身で署名した請求書とともに、郵便等投票証明書を提示して請求してください。交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所へ記載し、これを郵便によって選挙管理委員会へ返送します。

（4）特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている人で一定の要件に該当する人は、「特例郵便等投票」ができるようになりました。

（5）特定国外派遣組織に属する人の国外での不在者投票

（6）指定船舶に乗船する船員・実習生の洋上投票

（7）国が行う南極地域における科学的調査を行う組織に属する人の南極投票

※（6）と（7）の制度は衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙に限りません。

問い合わせ

選挙管理委員会（総務課内）

44・0201 FAX 44・5252

☎ somu@city.shima.mie.jp

磯体験施設海ほおずきの料金改定のお知らせ

資材費の高騰などにより、海ほおずきの磯体験料金を改定します。

更なるサービスの向上を図り、いつ来ても楽しめるよう努力してまいりますので、ご理解をお願いします。

とき 4月16日(土)～

【改定前】

小学生以上 700円

3歳以上小学生未満 200円

【改定後】

小学生以上 1,000円

3歳以上小学生未満 500円

※価格改定に伴い、左記の特典を追加します

①小学生以下の磯体験利用者へプレゼントあり(無くなり次第終了)

②令和4年6月末まで磯体験利用時の貸し網無料サービス

問い合わせ

海ほおずき

☎ 53・1002

✉ info@umihou

zuki.org



獣害対策に関する補助金のご案内

問い合わせ

農林課

☎ 44・0288

FAX 44・5262

電気柵やワイヤーメッシュ柵の購入に係る補助金

市内の農地に設置する防護柵(電気柵、防護網含む)などの資材購入費用に対し、2分の1以内の補助金交付の申請を受け付けます。

なお、申請すべてを受け付けられない場合もありますので、ご了承ください。

補助対象要件

市内に住所を有し、または所在する農業者で、農地に防護柵などを設置しようとする人

補助額上限

1件あたり150,000円まで

申請方法

農林課または各支所にある申請書に必要事項を記入し、事業を実施しようとする位置図・設置資材費用の見積書・申請者の現住所がわかる書類・市税に滞納がないことの証明を添付して、農林課または各支所に提出してください。

申請期限

予算額の上限に達した時点で終了

獣害に強い地域づくりに係る補助金

地域または団体主体の野生鳥獣被害対策活動に補助金を交付します。

補助の対象となる団体の要件、事業内容や補助率などくわしくは、農林課にお問い合わせください。

補助対象要件

市内の農業者など3人以上で組織する団体、自治会、法人など

対象事業

- 市内で実施する次の事業
- 野生鳥獣の追い払いなどを発展的に行う事業
- 野生鳥獣被害対策のための調査や研究、研修事業
- 野生鳥獣が近づきにくい環境づくりを行う事業
- 野生鳥獣捕獲者の学習や研修、育成を行う事業
- 試験的要素を含む野生鳥獣の捕獲を行う事業 など

狩猟免許取得試験等受講料補助金

新規に狩猟免許(第1種銃猟免許、第2種銃猟免許およびわな猟免許に限る)を取得するための費用(狩猟免許受験手数料、初心者狩猟免許取得予備講習受講料)に対し補助金を交付します。くわしくは、農林課にお問い合わせください。

補助対象要件

市内に住所を有し、免許取得後、市が有害鳥獣捕獲業務委託をしている市内のいずれかの猟友会に入会し、市内の有害鳥獣捕獲に従事することができる人

申請方法

狩猟免許試験を受験する前に、狩猟免許取得試験等受講料補助金交付申請書(様式第1号)を農林課に提出してください。



手話奉仕員養成講座

令和4年度・5年度受講生を募集します

手話で日常会話を行うために必要な語彙および手話の表現技術を習得した、「手話奉仕員」を養成するための講座を開講します。「手話を学びたい」という人は、この機会に勉強してみませんか。

講座を修了された人は、手話奉仕員として登録されます。

とき 毎回木曜日19時～20時30分
(祝日・盆・年末年始などを除く)

1 か月に3回～4回の開催で、令和4年6月から令和5年9月までの日程を予定しています。

※なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況により、延期または中止となる場合があります。

ところ 志摩市役所

※会場は変更する場合があります。

講座内容 テキストに沿った講座と、手話を実践する実技を行います。それぞれ入門課程と基礎課程、さら



に全6回の講義という構成になっています (全53講座)。

① 入門課程 (90分×20講座)

相手の簡単な手話を理解し、手話であいさつ、自己紹介が出来るようになることを目標とします。

② 基礎課程 (90分×27講座)

相手の手話を理解し、聴覚に障がいのある人と日常会話が出来ようになることを目標とします。

※また、90分程度の講義 (聴覚の障がいに関連した福祉制度などの講義) を、入門課程・基礎課程それぞれで3回ずつ計6回行う予定です。

修了条件 全53講座のうち、38講座以上 (70%以上) 出席した人が修了となります。

対象 市内に在住または在学・通勤している人で、

① これまで手話の学習経験がまったくない人、あるいは学習経験の浅い人

② カリキュラム課程のうち、入門および基礎課程の講座をそれぞれ70%以上出席できる見込みのある人

定員 30人

※定員を上回る応募があった場合は抽選とさせていただきます。

参加費 無料

※テキスト代 (3,300円) は受講生の実費負担

申し込み・問い合わせ

受講を希望する人は、下記の連絡先に電話・FAXもしくはメールにて、住所・氏名・電話番号をご連絡ください。後日、地域福祉課より申込書を送付しますので、必要事項を記入の上、提出してください。

※FAX・メールでご連絡いただく際は、「手話奉仕員養成講座」の申し込みである事を明記してください。

申込期限 5月31日 (火)

問い合わせ

地域福祉課

44・0283

FAX 44・5260

chikifukushi@city.shima.lg.jp



合併処理浄化槽の設置に補助金が利用できる場合があります！

SDGs 未来都市として持

続可能なまちづくりを掲げる志摩市では、自然環境がより良く保全され、「豊かな自然とともに暮らし続けることができるまち」を推進する取り組みのひとつとして、くみ取り便槽や単独処理浄化槽を廃止して合併処理浄化槽を設置する場合などに、予算の範囲内でその費用の一部を補助しています。

合併処理浄化槽のメリット

- し尿と生活雑排水などを合わせて処理するので悪臭防止になります。
- 公共下水道処理場の二次処理と同程度の処理が可能で、きれいな水を放流します。
- くみ取り式トイレの場合は、水洗化により快適な生活ができます。

補助対象条件

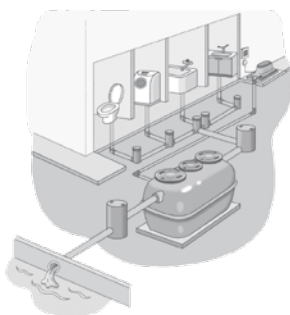
- 個人（法人は補助対象外）
- 設置場所が下水道等の処理区域外であること
- 専用住宅または店舗併用住宅（建売住宅、別荘、店舗などは補助対象外）
- 設置場所に住民票がある人もしくは設置完了後に住民票を移せる人
- 補助申請した年度内に設置の報告が完了すること
- 工事着工前に補助申請をすること
- 汚水処理未普及解消につながる など

問い合わせ

環境・ごみ対策課

☎ 44・0228

FAX 44・5260



【浄化槽設置補助金額】

人槽	補助金額（上限）	
	単独処理浄化槽またはくみ取り便槽からの転換	新築など
5人槽	384,000 円	144,000 円
7人槽	462,000 円	195,000 円
10人槽	585,000 円	279,000 円

※1 撤去費用は、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を完全に撤去する場合に限りです。

※2 転用費用は、単独処理浄化槽を雨水貯留槽などとして再利用する場合に限りです。

【転換上乗せ補助金額】

単独処理浄化槽またはくみ取り便槽からの転換の場合に下記の金額を上乗せします。

補助金額（上限）	
撤去費用※1 または 転用費用※2	90,000 円
配管費用	90,000 円

会員募集中 60歳からの「働きたい」を応援します！！

～働き方に合わせて、いろいろな仕事があります～



《入会説明会》

◆毎月 第4金曜日 受付 9 時
(臨時対応も可能)

◆会場：シルバー人材センター

まずは、お電話ください。 **44-5288**

公益社団法人 志摩市シルバー人材センター

517-0501 志摩市阿児町鵜方2371-1



志摩市民病院に 新しい医師が 配属されました！

問い合わせ

志摩市民病院

☎ 72・5555
FAX 72・3949

4月1日から、志摩市民病院に新しく日下 伸明医師と林 俊太医師が配属されました。これからも、地元の方々の健康づくりに貢献できるよう努めていきます。



左から、林 俊太医師、橋爪市長、日下 伸明医師

志摩市民病院のSNSもぜひチェックしてみてください！



Instagram



Facebook



YouTube

医師の紹介

日下 伸明 医師



今年度から志摩市民病院に医師として赴任することになりました日下

伸明と申します。前職では千葉県にある亀田総合病院で救命救急医として働いていました。私は学生時代から地域医療に興味があり、国内外の地域診療を担っている病院や診療所、オーストラリアなど総合診療の先進国に出向き学んでいる中で、医師がより必要とされ自分が魅力的だと思える地域で医療をしたいと思うようになりました。

志摩市民病院との出会いは、伊勢神宮への旅行がきっかけでした。その際に江角院長や橋爪市長と出会い、志摩市の魅力や熱く素晴らしい思いを聞きました。出会った地元の方々の温かさ、感動し心に残る旅となりました。病院見学でも志摩市民病院の皆さんがとても親切に接してください、市民の皆さんのために尽力したいと思いました。

私は埼玉県出身で、東京・千葉にか住んだことがないため、志摩ライフ

が始まることにわくわくしております。

皆さんの健康を守るのが私の職務ですが、健康とはそもそも「身体的・精神的・社会的にも全てが満たされた状態」と定義されています。この3つが満たされるには、医療だけでは解決しきれない部分が多く存在します。病気だけに目を向けるのではなく、患者さんや志摩市の皆さんと話をしながら、社会的なサポートができるまちづくりにも目を向けることも大事だと思います。志摩市の健康水準を守りながら、より安心できる医療体制を構築していきます。

長くなりましたが、気軽にお声かけいただき、新しい志摩市民の仲間として仲良くしていただければと思っています。ぜひ志摩市のことをたくさん教えてください。

林 俊太 医師



志摩市の皆さんはじめまして。4月から志摩市民病院に医師として勤務することになりました林 俊太と申します。

出身は三重県津市です。大学は沖縄

県の琉球大学医学部を卒業し、卒業後は京都の病院で働いていました。地元、三重県の地域医療に貢献したいという思いがあり、赴任してきました。

私はこれまで救急総合診療科として幅広く仕事をしてきました。その経験を活かして、困ったらず相談に行こうと思ってもらえるような医師でありたいと思います。

母の実家が伊勢市なので、幼い頃にはよく志摩スペイン村に遊びに来ていました。自然豊かな、綺麗な景色をとっても懐かしく思います。いつか使えればと、3年前に一級小型船舶免許を取得していましたが、免許取得後は機会がなく、ペーパードライバーでしたが、やっと活かせる時が来たと楽しみにしています。釣り、サーフィンなどにも挑戦していきたいです。また、私事でありますが昨年に第一子が生まれ、家族3人で志摩市に移住しました。家族一同早く地域に溶け込み、皆さんに認めてもらえるよう頑張ります。未熟者な点もあるかと思いますが、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

志摩市民病院 外来担当医表【● 予約診療・○ 予約外診療】

診療科	医師		月	火	水	木	金
総合診療	江角院長	午前	●	●	●		
		午後	●	●	●		
	日下医師	午前	○	○	●	○	
		午後	○	○		●○	
	林医師	午前	● (第2・4・5週)		○		●○
		午後	●		○		●○
	江角浩安医師	午前		●		●	
		午後		●		●	●
循環器	代務医師 (循環器)	午前	● (第1・3週)				
		午後	● 11時から	●			
		午後	●	● 16時30分まで			

【午前】

受付時間：8時～
11時30分
診療時間：9時～12時

【午後】

受付時間：13時～
16時30分
診療時間：13時30分
～17時
※急を要する患者については、この限りではありません



志摩市民病院の休日夜間診療

※休日や夜間に具合が悪くなった人に応急処置をしますので、ご来院前には必ず電話でお問い合わせください。

成年後見制度
相談窓口

志摩高校
漫画・文芸
研究部

成年後見制度について知りたい



成年後見制度の利用を考えている

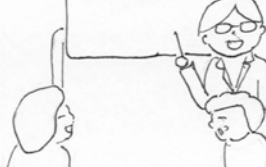


志摩市地域包括支援センターに
ご相談下さい



志摩市地域包括支援センターでは成年後見
制度の研修会・相談会も実施しています。

成年後見制度とは



地域包括支援センターかわら版

地域包括支援センターは高齢者の暮らしを総合的にサポートします!!

志摩市地域包括支援センター(担当地区:阿児・大王・志摩) ☎ 44・0284 FAX 44・5260
浜島・磯部地域包括支援センター(担当地区:浜島・磯部) ☎ 68・2211 FAX 68・7755

成年後見制度 相談窓口のご案内

志摩市地域包括支援センター(介護・総合相談支援課)に「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の中核機関を設置し、成年後見制度など権利擁護に関する相談や広報啓発などを行っています。

○成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

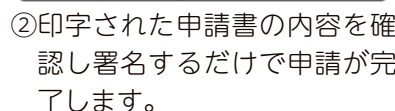
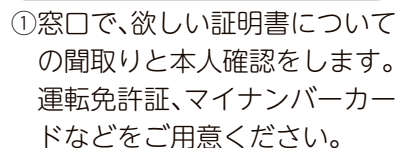
○例えばこのような場合でお困りでしたら、ぜひご相談ください

- ・施設入所の手続きなどの契約行為や金銭管理がひとりではできない
- ・ひとり暮らしの高齢者が何度も悪質商法の被害にあっている
- ・子どもに重度の障がいがあり、親亡き後の生活が心配
- ・成年後見制度について知りたい



資源とごみ通信

書かない窓



受付方法

- ① スマートフォンに「しまナビ」をダウンロード
- ② 「申請ヘルパ」で申請内容を入力
- ③ 「申請ヘルパ」で作成したQRコードと本人確認書類を市民課窓口で提示
- ④ 内容が印字された申請書に署名をすると申請完了

市民課

	
4	4
4	4
.	.
5	0
2	2
6	1
0	0



不法投棄は、志摩市の観光財産で

もある美しい景観を損ねるだけでなく、有害な物質が漏れることにより、土壌や地下水、河川が汚染されるなど深刻な環境破壊につながる重大な犯罪行為です。

不法投棄の無い美しい街にするためには、市民の皆さんの協力が必要です。

自分たちの街を市民の皆さんの目で監視し、不法投棄をさせない地域づくりに取り組みましょう。

●不法投棄の厳しい罰則【刑事処分】

不法投棄をした者は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、またはその両方の罰則が科せられる重い刑事処分となります。

車からのごみのポイ捨てや、
たばこのポイ捨ても不法投棄に
当たります。

●土地の所有者（管理者）には

管理責任があります

ご自身が所有または管理する土地や建物の敷地内に不法投棄された廃棄物は、行為者自身で処理することが原則ですが、行為者が特定できない場合、法令や市の条例の規定により、所有者（管理者）が処理をしなければなりません。

※市では原則処分を行いません。

また、不法投棄された廃棄物を他の土地や公共の場合等へ動かす行為も不法投棄と同等の扱いとなりますので絶対に行わないでください。

土地の所有者・管理者が不法投棄されたごみを自分で処分場へ運搬する場合、申請により処分料が減免される場合もありますので、お問い合わせください。

●不法投棄を見かけたら

通報・問い合わせ

環境・ごみ対策課

(阿児清掃センター内)

	
4	4
3	3
.	.
7	7
9	9
4	4
1	0

シリーズ

第119回

医療・福祉・介護の現場から

センター長だより

ぼっちゃり考

志摩地域医療福祉センター

センター長

田畑 好基
たばた よしき

皆さんは「ぼっちゃりしてる」のが好きですか？どっちでもいいですか？

厚生労働省としては、「病気を予防するためには太っていない方がいい」と考えているようです。

食料があまり豊富でなかった昭和時代には肥満はあまり問題にされていませんでしたが、日本人が肉や米をたくさん食べ、洋食を食べることが増えたりして肥満が問題にされるようになりました。

ひとつの根拠として、アメリカやヨーロッパの人は中年になると非常に肥満な人が多くなり、心臓病や脳卒中が日本よりずっと多いということです。日本もそのようにならないように、ということでも平成20年から健診で腹囲（ウエストみたいなもの）を測ることになりました。当時の厚生労働大臣は明らかに肥満でしたけどね。「なんで大臣やってられるの？」と私は思いました（笑）。

最近では、肥満の人はコロナ肺炎で重症になりやすいとも言われていますので、健康だけを考えたら太っていない方がいいんですけど、相撲取りやラグビーの選手だったらやせていない方が有利ですよ。

自分の人生ですから、どちらを選んでもいいのですが、私の経験では、大学時代の教授から、「太っている医者是一人前になれない」と言われたことがあります。

以上、私のひとりごとと思ってください。

志摩地域医療福祉センター

事務局

濱田 龍佳
はまだ たつよし

情報通信技術の発展による医療・福祉現場の変化について、お話させていただきます。

皆さん、「電子カルテ」という名前を聞いたことがありますか？

これは今まで紙で作成されていたカルテ（診療記録や看護・介護記録など）をパソコン端末などで作成や閲覧をするシステムのことです。

電子カルテは記録の作成時間の短縮や情報共有、カルテ保管庫が不要になるなどの効果があります。

その他、介護ロボットも普及しており、会話でコミュニケーションを行うロボットがよく知られております。

また、犬や猫などのペットロボットや人形型もあります。一人暮らしの人の見守りや転倒を検知するシステムなどもあります。

コロナ禍での対策としてもテレビ電話などのオンライン面会を導入している施設もあり、離れていても人を繋ぐことができる素晴らしいシステムでもあります。

情報通信技術の発展は医療・福祉業界の人材不足問題の解消に貢献しており、今後もさらなる発展が期待されています。

自慢できる 志摩市を創る

vol.18

 志摩市長
橋爪 まさよし
はしづめ まさよし
政吉


「自慢できる新しい志摩市②」

市民の皆さまにおかれましては、コロナ禍で定着しつつある「新しい価値観」の中で、日々の生活において、感染症対策にご協力をいただきありがとうございます。

令和4年度も「自慢できる新しい志摩市」の実現に向け、南海トラフ地震など、大規模災害への備えを強化するために「防災・減災対策の加速」において防災力の向上に注力していきます。

具体的な事業としては、津波避難施設の整備事業として、市内2カ所（和具漁港・畔名地区）の津波避難タワーの建設に着手していきます。そして、事業を実施していく財源の確保においては本年度、国から約1億8千万円の財源確保を行い事業を推し進めていきます。

最後になりますが、子や孫の世代へ「自慢できる新しい志摩市」という贈り物ができるよう、スピード感を持って市政を推し進めていく、それが私の変わらぬ使命です。

市民の皆さまには、引き続き感染防止対策にご理解・ご協力よろしくお願いいたします。

Shima Talk

市役所職員である、ALTのキャミ先生、CIRのベンさんとナーさんがローテーションでコラムを掲載するコーナーです。

〈英語訳〉

Last March, I went to Daiji temple in Nakiri to see the cherry blossom. From spring, I like to visit this temple from time to time as it is always flowery. In France, as in Japan, flowers are significant in



今月号の担当は
ALTのキャミ先生です！

our culture. Florists and bakers are the only shops open on Sundays. Florists are thriving there as it is customary to offer flowers to the host when invited to dinner. My family, itself, is very fond of them, two of my cousins are florists and my grandma has a flamboyant flower garden. Yet, I have never been touched by the beauty of flowers before coming to Japan.

But living here, enjoying the cherry blossom viewing and the walks under the falling maple leaves, I started to see their charm, the sense of bliss that they procure.

My mum's favorite flower was the sunflower. I have heard about the sunflower field in Shima Kankou Nouen in Isobe from July. I cannot wait to visit it this year in honor of my mother. Until then, I am planning to visit some of the Minami Ise-Shima open gardens. Some householders open their garden for a few months every year for anyone to visit. It is an amazing experience to sit with strangers and chat away while bathing in an ocean of flowers.

If you find the time to indulge yourself, enjoy an afternoon in one of the open gardens. You will not regret it.

今年の3月、波切の大慈寺に河津桜を見に行きました。春から、このお寺はいつも花が咲いていて、時々訪れたいお寺です。

フランスでも日本と同じように、花は大事です。日曜日に開いている店は、花屋とパン屋だけです。夕食に招待されたら、ホストに花をあげる習慣があるので、花屋は繁盛しています。私の家族も、従姉妹の2人が花屋で、祖母は派手な花畑を持っているほど、花は好きだ。

でも、日本に来るまでは、花の美しさに感動したことはありませんでした。

しかし、日本に住んで、花見や紅葉に、花の魅力、花がもたらす至福の感覚がわかってきたのです。

私の母が好きだった花はひまわりでした。7月から磯部の志摩観光農園でひまわり畑をやっていると聞いています。今年は母に敬意を表して、早く訪れたいと思います。それまでは、南伊勢・志摩のオープンガーデンをいくつか訪れようと思っています。毎年数ヶ月間、自宅の庭を開放し、誰でも見学できるようにしている家があるのです。花の海を浴びながら、見知らぬ人たちとおしゃべりするのは素晴らしい体験です。

もし時間があれば、オープンガーデンで午後のひとときを楽しんでみてはいかがでしょうか。きっと後悔しないはずです。



※新型コロナウイルスの影響で中止になることがあります。

事業	とき		ところ
育児サークル わらじっこ	毎週金曜	9時30分～11時	大王公民館 ☎ 72・2468
園庭開放	毎週水曜	9時30分～11時	浜島幼保園 ☎ 53・1220
	毎週月～木	9時30分～11時30分	大王幼保園 (大王保育所) ☎ 72・0529
	毎週月～金	9時30分～11時	志摩幼保園 ☎ 85・3217
	11日(水)	9時30分～11時	鵜方保育所 ☎ 43・0156
	18日(水)	9時30分～11時	立神保育所 ☎ 45・2704
	17日(火)	10時～10時30分	えがお志摩保育園 ☎ 45・8600
	19日(木)	9時30分～11時	磯部幼保園 ☎ 55・2347
	26日(木)	9時30分～11時	ひまわり保育所 ☎ 55・0177
	12日(木)	9時30分～11時	ひのでが丘保育所 ☎ 55・0577

浜島子育て支援センター ☎ 53・1220

事業	とき	
育児相談	毎週月～金	9時～12時、13時～16時
子育てサロン		9時～12時、13時～15時

志摩子育て支援センター ☎ 85・0940

事業	とき	
育児相談	毎週月～金	9時～12時、13時～16時
子育てサロン		9時～12時、13時～15時

子育て支援センターわくわくの森 ☎ 44・1117

事業	とき	
センター開放	毎週月～金	9時～14時
育児相談		

磯部子育て支援センター ☎ 55・1741

事業	とき	
育児相談	毎週月～金	9時～12時、13時～16時
子育てサロン		9時～12時、13時～15時

・いずれの事業も開催日が祝日の場合はお休みです。

じんけんコーナー

パワハラにNO！ 「気づこう、職場のパワー ハラスメント」

人権市民協働課

☎ 44・0227
FAX 44・5260

「職場のパワーハラスメント（パワハラ）」が社会問題になっています。皆さんも、一度は耳にしたことがある言葉ではないでしょうか。

では、どのような行為が「パワーハラスメント」に当たるのか知っていますか？

職場のパワーハラスメントとは、職場において行われる、次の①～③までの要素をすべて満たすものをいいます。

① 優越的な関係を背景とした言動
② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動

③ 労働者の就業環境が害されるもの
※客観的に見て、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません

6つの典型的な行為

- ① 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視など）
- ② 身体的な攻撃（暴行・傷害など）
- ③ 精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言など）
- ④ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害）
- ⑤ 過小な要求（業務上の合理性はなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じたり、仕事を与えないこと）
- ⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

職場におけるパワーハラスメントを防ぐためには、事業主がパワーハラスメント防止の体制を整備するだけでは不十分であり、事業主・労働者双方の協力が不可欠です。

誰もが、職場のハラスメント問題に関する、関心と理解を深め、他者に対する言動に注意を払うことが求められています。

「自分はしていない」「自分には関係がない」ではなく、常に自身の行動を見直すことが大切です。

HP 職場におけるハラスメント防止のために

（都道府県労働局 雇用環境均等部（室）リーフレットより一部抜粋）



きて！みて！よんで！ みんなのとしょかん・しりょうかん



新しく入った本を紹介します（★は児童書です）

日本でわたしも考えた

パーラヴィ・アイヤール／著【文化】

インド人作家が生活習慣の違いから日本語習得の難しさ、伝統文化、政治・社会問題まで、鋭い洞察に母親としての視点を交え綴る、ユーモアあふれる日本滞在記。

うまれることば、しぬことば

さかいしゅんこ 酒井順子／著【エッセイ】

「陰キャ」と「根暗」はどう違う？「生きづらさ」とは？知らぬ間に生まれ、気がつけば禁句。「ことば」にまつわるモヤモヤの原因に迫る、ポリコレ時代の日本語論。

燕は戻ってこない

きりのなつお 桐野夏生／著【小説】

29歳、女性、独身、地方出身、非正規雇用のリキは貧困にあえぐ。子宮・自由・尊厳を他人に差し出し、「代理母」となった彼女に、失うものなどあるはずがなかったが…。

★おったまげクイズ 500

ジェーン・ウィルシャー／文【クイズ】

世界初の電話で話された最初のことばは？人間の数より自転車の数のほうが多い都市は？知っているのと役に立つ事実から、役に立たない事実まで、雑学が身につくクイズを収録。

★タブレット・チルドレン

むらかみ 村上しいこ／作【読み物】

生徒2人がペアになり、タブレットの中で人工知能の子どもを育てるという課題をあたえられた。心夏と温斗のペアがさずかったのは、超毒舌小学生マミだった。

★チューくんといっしょ せいかつのおはなし

ひらのゆきこ／作【絵本】

身につけたい8つの生活習慣を1日の流れに沿って紹介した絵本。子どもがストーリーやキャラクターを通して、いつ・何を・どのようにやるのか、イメージできるようになる。

イベント案内

館名	とき	内容
市立	5月16日(月) 10時～	おはなし会(赤ちゃん向け)
	6月4日(土) 10時～	おはなし会
	6月5日(日) ①10時～ ②11時～	おりがみくらぶ ※先着順 定員：各回15人 材料費：50円
志摩	5月28日(土) 10時30分～	よみぎかせ会
	6月1日(水) 11時～	よみぎかせ会(赤ちゃん向け)

※新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、中止になる場合があります。

カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
5/1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	6/1	2	3	4

△志摩・磯部・大王・浜島休み ○市立休み
□市立・志摩・磯部休み

入館無料

志摩市歴史民俗資料館からのお知らせ

写真展「磯部の御神田」

国の重要無形民俗文化財に指定されている「磯部の御神田」は毎年6月24日に行われます。資料館では令和3年の御神田の様子を紹介する写真展を開催します。下記の日程でご覧いただけますので、ぜひお越しください。また、常設展示(まつりコーナー)においても、御神田に関する展示がありますので、併せてご覧ください。



と き：5月27日(金)～6月29日(水)
と ころ：歴史民俗資料館展示室
開館時間：9時30分～18時(入館は17時30分まで)

今月の古文書学習会

と き：5月21日(土)
13時30分～15時
と ころ：磯部生涯学習センター
2階 研修室

**【志摩市犯罪被害者等支援条例】を制定しました**

市では、犯罪被害者などが一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう「志摩市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

犯罪被害者などが直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関などとの連絡調整を行うほか、犯罪被害に遭った直後の経済的な負担を軽減するため支援金などの給付を行います。

・支援金などの具体的支援

犯罪被害者などのうち、人の生命および身体を害する罪に当たる行為(殺人・強盗・傷害など)により、死亡や重傷病などを負った犯罪被害者ご本人およびご遺族について、支援を行います。

支援金

○遺族支援金 ○重傷病支援金
○精神療養支援金

助成金

○家事援助助成金 ○一時保育助成金
○転居助成金 ○家賃助成金
※給付対象者には条件があります。

くわしくは、お問い合わせください。

問い合わせ 防災危機管理室

☎ 44・0203 FAX 44・5252

**募 レクリエーション
スポーツ教室
受講生募集**

スポーツ推進委員による、ビーチボールバレーなどのレクリエーションスポーツ教室を開催します。

とき 5月10日(火)開講

5月のみ 第2・4火曜日

6月から翌年3月 第2・第4日曜日
19時30分～21時30分

ところ

磯部ふれあい公園総合体育館(5月)
ビーチボールバレー:磯部中学校体育館(6月以降)

卓球:成基社会体育館(6月以降)

対象 20歳以上の市民

料金 無料(スポーツ保険への加入が必要です)

定員 約40人

申し込み方法

生涯学習スポーツ課、磯部ふれあい公園の窓口で申し込みください(電話での申し込みは不可)。

※くわしくはお問い合わせください。

問い合わせ 生涯学習スポーツ課

☎ 44・0339 FAX 44・5263

固定資産税および軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送します

5月2日付で、令和4年度固定資産税および軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送します。

納税通知書が届かない場合やご不明な点などがあれば、課税課までお問い合わせください。

問い合わせ 課税課

☎ 44・0211 FAX 44・5261

市・県民税「特別徴収」税額の決定通知書を発送します

令和3年中の所得に対する個人市民税・県民税の特別徴収税額決定通知書は、5月中旬に発送予定です。

特別徴収義務者(事業所)用の通知書に記載のある従業員で退職などの異動があり、特別徴収できなくなった人がいる場合、通知書に同封されている書類により報告いただく必要がありますので、所要事項を記入し課税課市民税係へ提出してください。

問い合わせ 課税課

☎ 44・0211 FAX 44・5261

自動車税(種別割)の納期内納付について

令和4年度の自動車税(種別割)の納期限は5月31日(火)ですので、納期限までに納付してください。

納付方法などくわしくは、三重県のホームページをご覧ください。

納税について [三重県](#) [Q検索](#)

問い合わせ 伊勢県税事務所納税課

☎ 0596・27・5124

FAX 0596・27・5252

頭いきいき相談会

もの忘れや認知症に関する心配事や予防方法について、保健師による予約制の個別相談を行います。相談会では、機械を用いた「もの忘れチェック」も行います。

くわしくは、お問い合わせください。

とき 6月

ところ 市内

対象 もの忘れの心配がある人やご家族

申し込み・問い合わせ

介護・総合相談支援課

☎ 44・0284 FAX 44・5260

心身障害者(児)福祉給付金のお知らせ**対象者**

令和4年4月1日現在

身体障害者手帳1～3級の人

療育手帳総合判定Aの人

精神保健福祉手帳1・2級の人

必要書類 申請書兼同意書

(未提出者・新規対象者に送付します。過去に提出していただいた人は提出不要です)

提出期限 6月30日(木)

提出先 地域福祉課および各支所
支給額

課税世帯に属する人 年額8,000円

非課税世帯に属する人 年額12,000円

支給日 8月31日(水)

問い合わせ 地域福祉課

☎ 44・0283 FAX 44・5260

妊娠を希望する女性とその同居家族等へ風しん(MR)ワクチン予防接種費用の一部助成を行います

妊娠初期に風しんにかかる、生まれてくる赤ちゃんに耳が聞こえにくくなる、心臓の奇形が生じる、目が見えにくくなるなどの先天性風疹症候群が発生する可能性があります。

妊娠を希望する人および同居家族の人への予防接種費用の一部を助成します。くわしくは、市ホームページをご確認いただくか、健康推進課までお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

健康推進課(保健センター)

☎ 44・1100 FAX 44・1102

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

家計急変世帯における判定要件が変更となります。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)への臨時特別給付金につきまして、令和4年度分住民税均等割の課税決定(令和4年6月1日)以降は、当該課税決定の内容または令和4年1月以降の任意の1か月の収入での判定となります。令和3年度における任意の1か月の収入で判定することができなくなりますのでご注意ください。

問い合わせ 地域福祉課

☎ 44・0283 FAX 44・5260



令和4年度全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験(第1回)を実施します

全国瞬時警報システムが正常に動作することを確認するため、国から全国瞬時警報システムを通じて各地方公共団体の市町村防災行政無線等を自動起動させる全国一斉情報伝達試験を実施します。

防災行政無線および防災行政無線個別受信機から、「これは、Jアラートのテストです」と試験放送が流れます。

※緊急放送として流れるため、最大音量で放送が流れます

とき 5月18日(水) 11時

問い合わせ 防災危機管理室

☎ 44-0203 FAX 44-5252



隼人芋のウイルスフリー苗を配布します

申込期限 5月20日(金)

対象者

- ・市内在住
- ・きんこ・隼人芋の販売をしている人
- ・50本以上栽培できる人(上限100本)

くわしくはお問い合わせください。
※申し込みの状況により、配布本数を調整する場合があります。

問い合わせ 農林課

☎ 44-0288 FAX 44-5262

✉ norin@city.shima.lg.jp



第19回いそベスポーツクラブウォーキング大会 初夏の浜島を訪ねよう

初夏のさわやかな潮風をうけながら、志摩市のガイド「あそばんせ」の案内で浜島市街地を歩きます。昼食は「海ほおずき」で簡単ですごくおいしい「てこね寿司」づくりを体験し皆さんでいただきます。

※食べるだけの人も歓迎

とき 5月29日(日) 9時

ところ 海ほおずき駐車場(集合場所)

参加費

ISC会員 大人1,400円

小中学生1,000円

会員外 大人1,800円

小中学生1,400円

持ち物 飲み物、歩きやすい服装、帽子、靴、タオル

申込締切 5月24日(火)

申し込み・問い合わせ

いそベスポーツクラブ

☎ 55-3345 FAX 55-3346



「志摩市女性の会事業補助金」申請団体募集

すべての女性が輝くまちづくりを推進するため、「志摩市女性の会事業補助金」制度により、女性の活躍を推進する事業を行う女性団体の取り組みを応援しています。

対象 市内で女性の社会活動への参加促進を図る事業を行う女性団体

例:自治会女性部、ボランティアサークル、NPO法人など

対象事業 女性団体に関する研修・学習事業など

補助率・上限 補助対象経費の2分の1以内とし、4万円を上限とします

申請期限 5月31日(火)

申し込み・問い合わせ

生涯学習スポーツ課

☎ 44-0339 FAX 44-5263

✉ ky-sgakuspo@city.shima.lg.jp



令和4年5月の各公民館における高齢者運転免許更新手続きについて

実施日	実施場所	受付時間
10日(火)	鵜方公民館	9時～11時
17日(火)	大王公民館	
24日(火)	松山路生涯学習センター	

※現在、新型コロナウイルス感染症対策として、各公民館では、高齢者の運転免許更新手続きのみを実施しています。

そのほかの優良講習、一般講習対象者は、運転免許センターもしくは鳥羽警察署で更新手続き、更新時講習受講をお願いします。

問い合わせ 鳥羽警察署 交通課

☎ 0599-25-0110(代)



公共職業訓練(ハロートレーニング)受講生募集のお知らせ

ポリテクセンター伊勢では、早期に再就職できるよう、ものづくり分野に特化した職業訓練を行います。
訓練場所 ポリテクセンター伊勢(伊勢市小俣町明野685)

①機械・CAD科

②電気設備技術科

③住宅リフォーム技術科

(ビジネススキル講習付)

訓練期間 ①6月17日(金)～

②③7月21日(木)～

くわしくは、お問い合わせください。

問い合わせ

ポリテクセンター伊勢

☎ 0596-37-3121



「第20回アビリンピックみえ」参加者募集

障がい者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障がい者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催します。くわしくは、ホームページをご覧ください。

とき 6月25日(土)9時30分～12時30分

ところ ポリテクセンター三重(四日市市西日野町4691)

競技種目 パソコン文書作成・パソコン表計算・電子機器組立・喫茶サービス・ビルクリーニング・製品パッキング・オフィスアシスタント

申込期間 4月1日(金)～5月13日(金)

料金 無料

問い合わせ

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 三重支部 高齢・障害者業務課

☎ 059-213-9255



大王美術ギャラリー企画展

「Shima Spain展」を開催します。

志摩町在住の銅版画家 吉田 賢治さんの銅版画と、画家 林 加代子さんの油彩画を展示します。吉田さんは海女をテーマに、林さんは「旅の記憶」としてスペインの街並みを描いた作品です。

海女とスペインという志摩市にゆかりのある題材です。

とき 5月19日(木)～6月27日(月)

開館時間 9時～17時

(最終入館は16時30分まで)

最終日は16時閉館

ところ

絵かきの町・大王美術ギャラリー

休館日 火曜日、水曜日(祝日の場合は開館)

入館料 無料

問い合わせ

絵かきの町・大王美術ギャラリー

☎ 72-4336 FAX 72-4317

✉ d-artgallery@city.shima.lg.jp

「世界を旅する絵画展—Sachiko & Kuncit—」を5月16日(月)まで開催中。



5月広報カレンダー

今月の納税・納付

軽自動車税
固定資産税 1期

納期限

5月31日(火)

※口座振替の人は、預貯金残高をご確認ください。
市税の納付に関する相談は収税課 (☎ 44・0212) まで

各種相談やイベント情報などを掲載しています ※日程などは変更となる場合があります

日	月	火	水	木	金	土
1	2 市民課窓口延長 (19時まで)	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6	7
8	9 市民課窓口延長 (19時まで) 行政相談 (市役所本庁)	10 行政相談 (浜島生涯学習セ ンター)	11 行政相談 (磯部健康福祉セン ター「かがやき」)	12 行政相談 (市役所大王支所)	13 乳幼児健康相談 (磯部生涯学習セ ンター) 行政相談 (志摩文化会館)	14
15	16 市民課窓口延長 (19時まで)	17 こころの相談 (市役所4階) 乳幼児健康相談 (志摩幼保園)	18	19 巡回公証相談 (市役所1階) Shima Spain展 (大王美術ギャラ リー 6/27まで)	20	21
22	23 市民課窓口延長 (19時まで)	24	25	26	27	28
29	30 市民課窓口延長 (19時まで) 乳幼児健康相談 (志摩市保健セン ター)	31 乳幼児健康相談 (志摩市保健セン ター)				

24

広報カレンダー

市休日夜間応急診療所のご案内

場 所 県志摩庁舎2階

(旧志摩保健所)

電話番号 43・5899

診療科目 内科・小児科

受付時間 ☐ 印の日は夜間

19時30分～21時30分

☐ 印の日は昼間

(日曜・祝日診療の日)

9時30分～12時

13時30分～16時

5月 診療日

日	月	火	水	木	金	土
①	2	③	④	⑤	6	7
⑧	9	10	11	12	13	14
⑮	16	17	18	19	20	21
⑳	22	23	24	25	26	27
㉑	28	29	30	31		

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
⑤	6	7	8	9	10	11

歯科休日夜間応急診療所のご案内

場 所 伊勢市八日市場町13-1

電話番号 0596・27・0829

受付時間 ○開診日:日曜・祝日

10時～12時

13時～17時

5月 診療日

日	月	火	水	木	金	土
①	2	③	④	⑤	6	7
⑧	9	10	11	12	13	14
⑮	16	17	18	19	20	21
⑳	22	23	24	25	26	27
㉑	28	29	30	31		

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
⑤	6	7	8	9	10	11

コンビニ受診は やめましょう！

志摩市休日夜間応急診療所は、休日や勤務終了後の医師・薬剤師のご協力により運営しております。「ちょっと心配だから診てもらおう」「昼間仕事を休めないから夜に診てもらおう」などの理由で安易に受診されることのないよう、市民のみなさまにお願いいたします。

4月の データ

人口

全 域	総 数	46,904人	(-180)
	男	21,879人	(-93)
	女	25,025人	(-87)
	世帯数	22,592世帯	(45)

地区別	浜島町	3,911人	(-25)
	大王町	5,725人	(-17)
	志摩町	9,339人	(-72)
	阿児町	20,846人	(-41)
	磯部町	7,083人	(-25)

(令和4年3月31日現在) ()内の数字は前月との比較です。

交通

事故数／	82件	(-2)
うち人身事故	1件	(-3)
物件	81件	(1)
死者数／	0人	(0)
傷者数／	1人	(-5)

火災

件 数/ 2件 (-1)

救急

出動件数/ 387件 (101)

広域管内(南勢分署含)

(令和4年3月31日現在) ()内の数字は前年との比較です。

今月の相談事業など

25

今月の相談事業など

内容	とき	ところ	申し込み 問い合わせ
<行政相談> 国の行政に関する意見や要望をお聞きます。 総務省の三重行政監視行政相談センターでは、毎日相談を受け付けていますので、ご利用ください。 ☎ 0570・090110 【相談員など】 行政相談委員	5月9日(月) 13時～16時	市役所本庁 4階 403 会議室	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となることがあります。くわしくはお問い合わせください。 総務課 ☎ 44・0201 FAX 44・5252
	5月10日(火) 13時30分～15時	浜島生涯学習センター 2階小研修室	
	5月11日(水) 13時～15時	磯部健康福祉センター 「かがやき」相談室	
	5月12日(木) 13時～15時	市役所大王支所 3階 会議室	
	5月13日(金) 13時～15時	志摩文化会館 2階 研修室	
<こころの相談> こころの病やこころの健康づくりについて 【相談員など】 保健師	5月17日(火) 9時～12時 13時～16時 ※要予約(前日12時まで)	市役所 4階 404 会議室	健康推進課 (保健センター) ☎ 44・1100 ※随時相談も行っています。
<巡回公証相談> 相続・遺言、離婚、任意後見、金銭・土地建物の貸借契約などの公正証書作成や会社などの定款認証その他について 【相談員・講師】 伊勢公証役場公証人	5月19日(木) 14時～16時 ※要予約(前日まで)	市役所 1階 ⑤番窓口 介護・総合相談支援課	介護・総合相談支援課 ☎ 44・0284 FAX 44・5260
<こころの健康相談> 伊勢保健所では、精神科医によるこころの健康相談を開催しています。	5月26日(木) 13時30分～15時20分まで (1人30分) ※要予約	三重県伊勢庁舎 ヘルスサポート室	伊勢保健所 地域保健課 ☎ 0596・27・5148
<シニア向け無料就労相談会> 支援員と一緒に寄り添いながら就労成立までのサポートを無料で行います。 【対象】 概ね55歳以上の人	5月27日(金) 10時～16時 ※要予約	市役所 4階 404 会議室	三重県生涯現役促進地域連携協議会 ☎ 059・261・6153 (平日9時～17時)
<18歳未満の子どもについての相談> 電話での相談も可 【相談員】 家庭児童相談員 など	平日 9時～12時 13時～17時	市役所 1階 ⑧番窓口 こども家庭課	こども家庭課 ☎ 44・0282 FAX 44・5260
<ひとり親家庭・寡婦からの相談> 電話での相談も可 【相談員】 母子・父子自立支援員 など	平日 9時～12時 13時～16時	市役所 1階 ⑧番窓口 こども家庭課	こども家庭課 ☎ 44・0282 FAX 44・5260
<女性からの相談> DVについてなど 電話での相談も可 【相談員】 女性相談員 など	平日 9時～12時 13時～16時	市役所 1階 ⑧番窓口 こども家庭課	こども家庭課 ☎ 44・0282 FAX 44・5260
<就労相談> 【対象】 児童扶養手当受給者 【相談員】 ハローワーク就職支援ナビゲーターほか	第3金曜日 第4水曜日 ※変更する場合があります	三重県志摩庁舎 1階相談室 (小会議室または入札室)	こども家庭課 ☎ 44・0282 FAX 44・5260 ※母子・父子自立支援員による事前聞き取りあり
【福祉総合相談】 保健福祉に関する相談。 窓口が分からない福祉の相談。	平日 9時～12時 13時～16時	市役所 1階 福祉総合相談窓口	福祉総合相談窓口 ☎ 44・0217 FAX 44・5260

掲載している内容は、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、変更・中止になる場合があります

3/29

大塚製薬株式会社と包括連携に関する協定を締結しました



市民の健康増進や地域の活性化を図ることを目的に、大塚製薬株式会社と健康づくりや熱中症対策などに関する包括連携協定を締結しました。

3/16

市立図書館にオゾン脱臭器が寄贈されました



株式会社アクアルーチェから、快適な環境で読書を楽しんでもらうことを目的に、オゾン脱臭器の寄贈がありました。オゾン脱臭器はウイルスやカビ、花粉を分解・除去し、ニオイを取る機能を備えています。図書館内に設置し有効に活用させていただきます。

3/11

災害時における物資の調達及び供給に関する協定を締結しました



東日本大震災から11年となる3月11日に、災害時に必要な物資の確保と避難所等への運搬協力に関する協定を生活協同組合コープみえと締結しました。

今後も、民間事業者や団体などへ協力・支援を呼びかけ、防災・減災対策の充実に取り組んでいきます。

3/27

山原 長寿桜まつりが開催されました



磯部町山原区の河原 富美さんが約50年前に植えたしだれ桜を、河原さんが101歳の誕生日を迎えた記念に「山原長寿桜」と命名しました。その桜が満開となった3月27日に山原長寿桜まつりが開催され、約1,000人もの人々が居居奉納や二胡の演奏などを楽しんでいました。

3/23

志摩ブランド認定品の認定書授与式を行いました



令和3年度に志摩ブランドに認定された商品(新規3品、更新11品)を取り扱う事業者に、志摩市地域ブランド推進協議会会長の橋爪市長から認定書の授与を行いました。

新規認定品

- ・無添加石鰯志摩乙女【I2N(アイ・ツー・エヌ) 岩城 秀昭】
- ・さざえの味噌和え
- 【伊勢志摩リゾートマネジメント株式会社(NEMU RESORT)】
- ・きねつきさわ餅【有限会社竹内餅店】

更新認定品

- ・きんこ焼酎『志州隼人』【志州隼人有限責任事業組合】
- ・華牡蠣【田畑養殖場 田畑 圭一】
- ・志摩(越賀手法)のきんこ【有限会社サンエイ】
- ・あおさ潮ようかん【菓子工房シマヤ 竹内 敏夫】
- ・伊勢志摩パールパークあらびぎウインナー
- 【有限会社河井ファーム肉よし】
- ・乾燥あかもく【カネウフーズ株式会社】
- ・志摩あらめ【カネウフーズ株式会社】
- ・五目ひじき 炊き込みひじき【カネウフーズ株式会社】
- ・ひじきご飯【カネウフーズ株式会社】
- ・珠光【伊勢農業協同組合】
- ・伊勢志摩プレミアムオイスター
- 【株式会社オイスターファームラフト】

4/ 1

新たに地域活性化企業人が着任しました！



志摩市のDX化を推進していきます

職場の雰囲気はとても良く和やかです



三大都市圏に所在する民間企業などの社員を受け入れ、外部からの視点や民間の経営感覚を活用することで、地域課題の解決を目指す地域活性化企業人交流プログラムに取り組んでいます。

この取り組みで、ソフトバンク株式会社から谷口 修さんがデジタル戦略企画監として政策推進部に、クラブツーリズム株式会社から曾我 佳子さんが観光課にそれぞれ配属されました。



近鉄の利用促進と
志摩市の観光活性化
のために頑張ります！



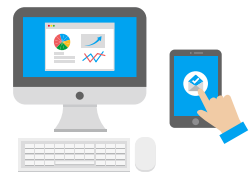
名前: 曾我 佳子
出身: 岐阜県
趣味: 犬と遊ぶこと、

美味しいものを食べること

志摩市の印象: 伊勢志摩ツーデーウオークや志摩スペイン村に何度も足を運んだゆかりの場所です。



デジタル技術で志摩
市の魅力を最大化。
精一杯頑張ります！



名前: 谷口 修
出身: 愛知県
趣味: バスケットボール観戦

町田 瑠偉選手のファンです。いつも元気ももらっています！

志摩市の印象: 美しい海と柔和な雰囲気
すっかり虜になりました！

まいこましたれ！

志摩市出身力士 志摩ノ海

令和四年三月場所の成績
8勝7敗

東前頭十枚目で迎えた三月場所は、素晴らしい粘りの相撲で勝ち越しました。14日目終了時点の成績は7勝7敗と、最後の最後まで奮闘し、千秋楽では力強い寄り切りで見事白星をあげました。



五月場所もお楽しみに！



まいこましたれ！

志摩市出身力士 朝志雄

令和四年三月場所の成績
休場

東幕下十枚目で迎える予定であった三月場所は、残念ながら、初日から休場となりました。

次回の五月場所では、朝志雄らしい力強い取組が見れるよう期待したいと思います。



五月場所もお楽しみに！





令和5年志摩市二十歳の集い実行委員を募集します

令和5年1月8日(日)開催予定の令和5年志摩市二十歳の集いの実行委員となり、式典を自分たちの手で企画・運営してみませんか。

会議の開催日時は、ご都合を考慮し決定します。
お気軽にご応募ください。

対象 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの人
式典の企画・運営に携わってみたい人

募集人数 8人

募集期限 5月31日(火)

※改正民法の施行により成年年齢が18歳へ引き下げられましたが、令和5年以降の志摩市成人式は20歳の人を対象に、式典名称を「二十歳の集い」に変更して開催します。

志摩市二十歳の集い実行委員会 Facebook [Q検索](#)



◎令和4年実行委員の皆さん

秋頃から月1回程度、実行委員会で話し合いを重ね、アトラクションである動画制作やプラットフォームの構築など企画・運営しました。また、式典では、司会や新成人誓いの言葉の朗読などを行い、心に残る成人式となりました。

令和4年成人式記念写真の引き換えはお済みですか？

令和4年志摩市成人式で撮影した記念写真を生涯学習スポーツ課でお預かりしています。
引き換えがまだの人は、引換券を持参の上、お手続きをお願いします。

引換窓口：生涯学習スポーツ課 8時30分～17時15分(土日・祝日除く)

申し込み・問い合わせ：生涯学習スポーツ課

☎ 44・0339 FAX 44・5263 ✉ ky-sgakuspo@city.shima.lg.jp



この広報は、環境に配慮するため、植物油性のインキとグリーン購入法の基準を満たす再生紙を使用しています。

広報しまへのご感想・ご意見を
お寄せください。

〒517-0092 三重県志摩市阿児町鵜方3000-8-20
(0599)44-0000 (0599)44-0000
FAX (0599)44-0000
E-mail hisyo@city.shima.lg.jp

志摩市役所 検索

健康づくり出前教室のご案内

市民の皆さんの健康づくりのために、保健師や管理栄養士、歯科衛生士などによる「健康づくり出前教室」を実施しています。

内容

「乳幼児期の生活習慣」「健康的な食生活」「健康づくりのための運動」「ストレスとの上手な付き合い方」など、様々な内容を準備しています。くわしくはお問い合わせください。

実施期間

6月1日(水)～2月28日(火)

平日9時～16時30分

(1回につき30分～1時間)

ところ

市内で各団体の希望する場所
(施設利用料が必要な場合は依頼団体に負担してください)



対象

志摩市民で構成された団体または関係機関(5人以上)

ご注意

ご希望の日程の2か月前までにお申し込みください。

日程や内容によっては実施できない場合があります。

実施する場合、団体の代表または担当と事前の打ち合わせをお願いします。

年度内の利用は、1団体につき1回です。

申し込み・問い合わせ

健康推進課(保健センター)

☎ 44・1100

FAX 44・1102

広報しま4月号に関するお詫びと訂正文
広報しま4月号の記事に右記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

P25 お知らせ欄「新たに総合型地域スポーツクラブを設立しました」
(誤) 一般社団法人 CLUB-SHIMA (クラブ志摩)
(正) 総合型地域スポーツクラブ クラブ志摩

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

編集・発行／志摩市 秘書課

「広報しま」はボランティア団体のご協力で、視覚障がいのある人に音訳(朗読)CDによる広報をお届けしています。

